

## 令和元年第5回弥彦村議会（9月）定例会

### 議事日程（第1号）

令和元年9月6日（金曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長招集挨拶
- 日程第 4 議長諸報告
- 日程第 5 村長行政報告
- 日程第 6 議案第44号 平成30年度弥彦村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第45号 平成30年度弥彦村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第46号 平成30年度弥彦村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第47号 平成30年度弥彦村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第48号 平成30年度弥彦村競輪事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議案第49号 平成30年度弥彦村温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議案第50号 平成30年度弥彦村水道事業会計決算認定について
- 日程第13 議案第51号 平成30年度弥彦村下水道事業会計決算認定について
- 日程第14 議案第52号 弥彦村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第53号 令和元年度弥彦村一般会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第54号 令和元年度弥彦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第55号 令和元年度弥彦村介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第56号 令和元年度弥彦村競輪事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第57号 令和元年度弥彦村下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第58号 弥彦村教育委員会教育長の任命について
- 日程第21 請願第 1号 県央基幹病院は計画どおりの開院と県立吉田病院の経営は新潟県で行うよう要請する意見書の提出を求める請願書
- 日程第22 請願第 2号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書」の採択に関する請願

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（10名）

1番	渡邊	富之	さん	2番	古川	七郎	さん
3番	那須	裕美子	さん	4番	丸山	浩	さん
5番	板倉	恵一	さん	6番	柏木	文男	さん
7番	小熊	正	さん	8番	武石	雅之	さん
9番	本多	隆峰	さん	10番	安達	丈夫	さん

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	小林	豊彦	さん	教育長	林	順一	さん
政策 統括官	山岸	喜一	さん	総務課長	志田	馨	さん
税務課長	小森	順一	さん	住民課長	伊藤	和恵	さん
福祉保健 課長	小林	健仁	さん	農業振興 課長	丸山	栄一	さん
観光商工 課長	高橋	信弘	さん	建設企業 課長	小林	栄一	さん
教育課長	富田	憲	さん	会計 管理者	石塚	豊	さん
公営競技 事務所長	斎藤	雄希	さん	代 表 監 査 委 員	小田	茂達	さん

---

職務のため出席した者の職氏名

議会事務 局長	笹岡	正夫		書記	春日	史子	
------------	----	----	--	----	----	----	--

---

◎開会の宣告

○議長（安達丈夫さん） おはようございます。

ただいまから令和元年第5回弥彦村議会9月定例会を開会いたします。

着座をさせていただきます。

(午前10時00分)

---

◎開議の宣告

○議長（安達丈夫さん） 現在の出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（安達丈夫さん） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますので、ご協力をお願いいたします。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（安達丈夫さん） 最初に、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、

7番 小 熊 正 さん

8番 武 石 雅 之 さん

を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（安達丈夫さん） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

このことにつきましては、先般、議会運営委員会が開催され、協議を願っておりますので、その結果について、委員長からご報告をお願いいたします。

本多議会運営委員長。

○議会運営委員長（本多隆峰さん） 議会運営委員会報告書。

本委員会は、令和元年第5回弥彦村議会（9月定例会）の運営について協議するため、下記のとおり開催し、その結果を報告いたします。

1、開催日時、令和元年8月27日火曜、午前10時開会、午前10時22分閉会。

2、開催場所、弥彦村役場委員会室。

3、出席委員、本多隆峰、武石雅之、柏木文男、板倉恵一及び議長。

4、欠席委員、なし。

5、説明のため出席した者、村長、政策統括官、総務課長。

6、職務のため出席した者、議会事務局長、書記。

7、協議の結果。

委員長開会宣言、村長挨拶に引き続き、9月定例会の提出予定議案は、決算8件、補正予算5件、条例1件、人事1件の計15件であるとの説明が総務課長からありました。

なお、理事者側より人事1件については、初日に採決をお願いしたいとの申し出がありました。

また、契約2件並びに人事1件について、最終日に追加提案をしたいとの申し出がありました。

次に、議員提出予定議案については、請願2件と陳情3件が提出されているとの報告があり、協議の結果、請願については所管の常任委員会に付託し、陳情については配付のみとすることにいたしました。

一般質問は、6名の方から通告申し出がありました。

会期日程については、9月6日午前10時を招集予定日とし、9月20日までの15日間とすることで話し合いが行われました。

なお、会期日程案は次のとおりであります。

月	日	曜	開 会 時 刻	日 程
9月	6日	金	午前10時	本会議（提案説明） 散会后 全員協議会 終了後 議員懇談会
9月	7日	土		休 会
9月	8日	日		休 会
9月	9日	月	午前10時	本会議（一般質問）
9月	10日	火		休 会
9月	11日	水	午前10時	本会議（総括質疑） 散会后 競輪特別委員会
9月	12日	木	午前10時 午後1時半	総務文教常任委員会 厚生産業常任委員会
9月	13日	金	午前10時	本会議（決算審査） 散会后 広報特別委員会
9月	14日	土		休 会
9月	15日	日		休 会
9月	16日	月		休 会
9月	17日	火		休 会
9月	18日	水		休 会
9月	19日	木		休 会
9月	20日	金	午前10時	本会議（委員長報告・採決）

8、その他。

全員協議会は理事者側から第6次弥彦村総合計画策定、幼児教育・保育の無償化、住民票等の旧姓併記の3点について説明を受けることにいたしました。

議員懇談会は弥彦村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について、最終日提案に向け協議することにいたしました。

会議は以上のとおりであります。

令和元年9月6日

弥彦村議会議長 安 達 丈 夫 様

以上であります。

○議長（安達丈夫さん） ただいま委員長から審議に対する報告がありましたが、他の委員から補足説明はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 補足説明なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議会運営委員長から報告のとおり、本定例会の会期は本日から9月20日までの15日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から9月20日までの15日間と決定いたしました。

---

#### ◎村長招集挨拶

○議長（安達丈夫さん） 次に、日程第3、村長から招集のご挨拶をお願いいたします。

村長。

○村長（小林豊彦さん） 改めましておはようございます。

本日は、令和元年第5回9月定例会開催をお願いいたしましたところ、大変ご多忙の中、全議員ご出席を賜りまして、心より御礼申し上げます。

開会に当たり、まず、安達議長、本多副議長、武石競輪特別委員会委員長に御礼を申し上げたいと思います。

議長、副議長、特別委員会委員長には、令和3年度寛仁親王牌弥彦競輪場誘致のため、大変ご協力、ご尽力を賜りました。議会のお三方と私、それに公営競技事務所の5人は、7月2日に全国競輪施行者協議会会長の上田埼玉県知事を埼玉県庁に、同4日、前橋市長を前橋市役所に、同8日、宇都宮市役所に副市長を訪ね、寛仁親王牌誘致に対しての全面的な協力をお願いしてまいりました。

更に、8月19日には、東京にあります全国競輪施行者協議会、JKA、日本競輪選手会を、これも5人で個別に訪問し、最後のお願いもしてまいりました。

平成27年村長当選後、一貫して、寛仁親王牌誘致をお願いし続けてまいりました。しかし、平成28年から寛仁親王牌開催地は、希望する競輪場から開催に当たっての企画書の提出が義務づけられ、その内容で開催地を決定する方式に変わりました。この方式ですと、ファン動員目標数、開催競輪場の施設設備など、基本的なところで、弥彦競輪場は大きなハンデを最初から負うことになり、厳しい状況が続いております。

弥彦競輪場は、令和2年には開場70周年を迎えます。このため、これまで施設の所有権が村に移ってから全くというほど手をつけなかった競輪場施設の大規模改修に着手しました。議会との

対立もあって、予算付けがおくれ、令和2年度開催申請には間に合いませんでした。しかし、令和3年度、71周年のお祝いと競輪場の工事完成の記念競輪として、最後の誘致に議会の協力も得て一緒になって陳情に伺ったものであります。執行部、議会が一体となった誘致活動は、極めて珍しいもので、私は実現に向け大きく前進したのではないかというふうに受けとめております。

次に、国道289号線の弥彦村延伸についてご報告を申し上げます。

8月22日、東京のグランドアーク半蔵門で、国道289号線建設期成同盟会令和元年度総会が開かれました。この国道は、福島県いわき市から福島県内1市6町2村を通して新潟県新潟市まで至る国道で、県内は三条市、燕市と、同盟会には、この2市1村が参加しております。

ところが、平成27年、私が村長就任時には、既に新潟県内の路線は燕市吉田の国道116号線と合流後は116号線とかぶって新潟市につながる路線となっておりました。

弥彦村は、皆さんよくご存じのように、新潟県内でただ一つ国道のない自治体となっています。このままでは、未来永劫国道のない村であり続けることとなります。同盟会には税金から会費も支払っています。何のために払っているか、これもわからなくなります。

弥彦村は、ご存じのように観光地であります。工場地帯もあります。観光客誘致や工場誘致に無国道の村であることがどれだけマイナスになっているか。このため、三条市、燕市、両市長には弥彦村延伸の協力をお願いしてまいりました。

更に、今年になってからは、同盟会の会長で、参議院議員の佐藤信秋先生にも懇願してまいりました。佐藤会長は、皆様ご承知のように、元国土交通省事務次官で道路問題では非常に大きな影響力をお持ちの国会議員でいらっしゃいます。

その結果もあってか、22日の総会では、令和元年度の事業計画の第4項目目に、国道としての機能充実を図るため、燕市からの路線を弥彦村、長岡市経由で国道402号線まで延伸し、新潟市へ結ぶ路線への変更を討議していただき、満場一致で採択してもらいました。この後は、弥彦村の延伸について、既存の県道の格上げで実現することとなると思いますけれども、こうした手続がまだまだありますので、時間はかかると思います。しかし、国道のない村からの脱却は間違いなく実現することになります。

今後、国・県に陳情しながら、いずれかの頃合いを見計らって、国道が通ることによる弥彦村への影響、あるいは国道が通ることに対して、今後の村の対応をテーマにしたシンポジウムを開催する予定にしております。議員の皆様にもよろしくご協力をお願い申し上げます。

挨拶が長くなりましたが、この9月定例議会、慎重なご審議、ご承認をよろしくお願い申し上げます。

○議長（安達丈夫さん） ありがとうございます。

---

#### ◎議長諸報告

○議長（安達丈夫さん） 次に日程第4、議長から6月定例会以降の諸般の報告をいたします。

お手元に配付しております9月定例議会議長報告をごらんください。

表は6月定例会以降の行事で、その中の主な行事を説明いたします。

今ほど村長からお話がありました。7月2日、4日、8日、8月19日に寛仁親王牌競輪誘致に向けて、大宮、前橋、宇都宮の関係施行者並びに東京の競輪選手会及びJKAをそれぞれ訪問し、再来年の寛仁親王牌を是非弥彦競輪場で開催できるようお願いしてまいりました。

それから、7月30日、8月28日、9月4日ですが、県央基幹病院設置に係る道路等環境整備促進期成同盟会のメンバー、三条市、燕市、加茂市、田上町の首長と議長の方々と一緒に、村長を含め、国土交通省、県庁、北陸農政局を訪問し、道路整備に係る予算の確保をお願いしてまいりました。内容は、県央地場産センターの南に建設される基幹病院へアクセス道路の整備について、予定どおりの工事と整備に係る予算の確保などの要望を行ってまいりました。

次に、7月24日、表が前後いたしますが、失礼いたします。7月24日、弥彦燈籠まつり前夜祭の民謡流しに議員有志で参加いたしました。議員の民謡流しの参加は十数年途絶えておりましたが、お祭りを盛り上げようと奮起いたしました。民謡流しの途中から、モンゴルのエルデネ村の村長さんを初め5人ほど一緒に民謡流しに参加され、踊るほうも、また、見るほうも楽しい時間を過ごしたというふうに思っております。参加された議員の皆さん、大変お疲れさまでした。

それから8月8日、県央基幹病院及び県立吉田病院に係る意見書の提出を、燕市議会とともに県庁へ行ってまいりました。基幹病院と県立吉田病院の建設見直しなどの報道がありますが、当初の予定どおりに建設してほしい旨の意見書を提出いたしました。

それから8月15日、弥彦村成人式に出席をいたしまして、祝辞を述べてまいりました。

主なものを読み上げましたが、以上、説明を終わります。

次に、監査委員から例月出納検査の結果が議長宛てに提出されております。事務局長をもって報告をいたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（笹岡正夫さん） それでは、命によりましてご報告をいたします。

監査委員からの例月出納検査の報告書の写しは、議案書1ページから6ページにお示ししてあるとおりでございます。

なお、7月臨時会で採択されました県央基幹病院の早期建設及び県立吉田病院の早期改築を求める意見書につきましては、今ほど議長さんからのお話があったとおりでございますけれども、去る8月8日に県議会の議長室において、県の福祉保健部長並びに病院局長に直接意見書を手渡し、弥彦村としての切なる思いも添えて要望してまいりました。

なお、同行者につきましては、正副議長及び厚生産業常任委員長と事務局の4名でございました。

報告は以上でございます。

---

### ◎村長行政報告

○議長（安達丈夫さん） 次に、日程第5、村長から行政報告をお願いいたします。

村長、お願いします。

○村長（小林豊彦さん） それでは、行政報告をいたします。

6月25日、新潟県信用組合第70回通常総代会、これは昨年度から私、総代会に出るようになっております。と申しますのも、新潟県信用組合の行政機関の指定金融機関は弥彦村だけなものですから、向こうからの要請もありましたので、私もいろいろとこれからもお願いしたいことがありましたので、昨年から出席するようにしております。

6月27日、新潟市長訪問、中原市長については市長に当選されてから初めてご挨拶に伺いますけれども、内容については、実は自転車ロードレース大会を、現在弥彦村、選手権、子供たちの選手権の予選会も含めて、村道を使ってやっておりますけれども、もう少し大規模な新潟市と一緒に、海岸あるいは弥彦村登山道も含めた大規模なロードレース大会を開けないかということでお願いに行っていました。既に、新潟市さんは自分たちで実施しておいでになりますけれども、今後検討いたしましよというお話だけは伺っていました。

7月2日、4日、8日につきましては、先ほど私が申しました、議長もご報告されたとおりでございます。

7月18日、知事と市町村長とのブロック別意見交換会、これは花角知事になりまして2回目で、昨年のブロック会議には佐渡市長あるいは新潟市長もおいでになっておりましたけれども、今年から県央の3市1町1村の首長さんと知事の意見交換会になりました。私としては、弥彦村としては、枝豆の産地化に対する県の応援の要請と、それから県央基幹病院、これの計画どおりの実施を強くお願いしてまいりました。

22日から、エルデネ村の交流については、残念ながらまだ子供たちの皆さんの来られた感想が届いておりません。ただ、粟島浦村へ行かれたときには、着のみ着のまま、そのまま、村長さん初め皆さん海に飛び込んだ、非常に喜んだというふうなお話を伺っておりますので、どういうふうな感想を送っていただくか楽しみにしております。

8月9日、弥彦村総合計画第1回審議会、これは来年度から始まる総合計画、この第1回目の審議会でございます。皆様の意見を伺いながら、今後も作成を続けていきたいと思っております。

8月22日、国道289号線につきましては、これは今ほど、挨拶の中で申し上げたとおりでございます。

23日、関係省庁訪問、これは前新潟県副知事の溝口副知事が内閣府にお戻りになりましたので、令和2年度の地方創生拠点整備交付金はどういうふうになりそうなのかと、いろいろと知恵を授かりに行っていました。

8月29日、三条地域振興局との意見交換会、これは、私が村長になってから4回目でございます。振興局からは部長さん以上で、弥彦村からは課長以上が出席しまして意見交換会、弥彦村の現場を見ていただきました。その後、会費制でさくらの湯で懇親会を行ってまいりました。皆さん大変有意義な意見交換会ができたものというふうに思っております。今後も続けてまいりたいというふうに思っています。



以上でございます。

○議長（安達丈夫さん） ありがとうございます。

---

◎議案第44号～議案第58号の上程、説明

○議長（安達丈夫さん） 次に、日程第6、議案第44号 平成30年度弥彦村一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第20、議案第58号 弥彦村教育委員会教育長の任命についてまでの、決算認定8案件、条例1案件、補正予算5案件、人事1案件、以上、15案件を一括して議題といたします。

これより提案者から提案説明を求めます。

村長。

○村長（小林豊彦さん） それでは、提案理由を説明させていただきます。

令和元年第5回弥彦村議会9月定例会の開会に当たり、提案いたしました議案の要旨をご説明いたします。

議案第44号 平成30年度弥彦村一般会計歳入歳出決算認定についてより、議案第49号 平成30年度弥彦村温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの決算6議案につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付するものであります。

議案第50号 平成30年度弥彦村水道事業会計決算認定について及び議案第51号 平成30年度弥彦村下水道事業会計決算認定についての公営企業会計決算2議案につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定に付するものであります。

なお、決算の詳細につきましては、この後、会計管理者並びに建設企業課長からご説明させていただきますので、十分ご審議の上、認定をいただきますようお願い申し上げます。

議案第52号 弥彦村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例につきましては、住民基本台帳法施行令等の一部改正により印鑑証明書に旧姓を併記することを可能にするため、所要の一部改正を行うものであります。

議案第53号 令和元年度弥彦村一般会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出の総額42億94万6,000円に、歳入歳出それぞれ3億9,882万3,000円を追加し、総額を45億9,976万9,000円とするものであります。

歳入の主なものといたしましては、9款地方交付税、地方交付税2,893万6,000円、12款使用料及び手数料、使用料、減1,910万4,000円、13款国庫支出金、国庫補助金2億9,331万5,000円、19款諸収入、雑入4,055万円、20款村債、村債2,960万円。

歳出の主なものといたしましては、2款総務費、総務管理費8,167万4,000円、3款民生費、児童福祉費729万4,000円、6款農林水産業費、農業費2億6,428万9,000円、8款土木費、道路橋梁費2,000万円などであります。

国の農山漁村振興交付金を活用した米粉生産設備整備補助金とプレミアム付き商品券発行业等が主な内容であります。

議案第54号 令和元年度弥彦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出の総額7,570万円に、歳入歳出それぞれ65万2,000円を追加し、総額を7,635万2,000円とするものであります。

歳入といたしましては、4款繰越金、繰越金65万2,000円、歳出といたしましては、4款予備費、予備費62万1,000円であります。

議案第55号 令和元年度弥彦村介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出の総額8億9,800万円に、それぞれ5,821万円を追加し、総額を9億5,621万円とするものであります。

歳入の主なものといたしましては、7款繰越金、繰越金5,821万円、歳出の主なものといたしましては、4款諸支出金、償還金及び還付金利子1,954万6,000円、6款予備費、予備費3,866万4,000円であります。

議案第56号 令和元年度弥彦村競輪事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出の総額132億5,000万円に、歳入歳出それぞれ10億円を追加し、総額を142億5,000万円とするものであります。

歳入の主なものといたしましては、1款競輪収入、競輪収入9億9,800万円、歳出の主なものといたしましては2款競輪事業費、競輪開催費9億4,580万円などであります。

議案第57号 令和元年度弥彦村下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入及び支出について、収入、1款下水道事業収益、営業外収益139万3,000円、支出、1款下水道事業費用、営業外費用241万5,000円であります。

議案第58号 弥彦村教育委員会教育長の任命につきましては、現教育長の林順一氏の任期が10月4日をもって満了となるため、再任につきまして議会の同意を求めるものでございます。

これは、平成27年4月の地方教育行政組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育長の任命につき議会の同意を求めることになったものであり、私が林さんから教育長にご就任いただいたときの時期と相違が出ているものであります。

以上で提案理由の説明を終わりますが、十分ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

令和元年9月6日、弥彦村長、小林豊彦。

○議長（安達丈夫さん） お疲れさまでした。

次に、決算8案件の大綱について、会計管理者並びに建設企業課長から説明を願います。

初めに、一般会計及び特別会計5案件の説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（石塚 豊さん） それでは、議案第44号 平成30年度弥彦村一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第49号 平成30年度弥彦村温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの6案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

事前にお届けしてあります決算書に基づきまして説明をいたしますので、決算書をごらんくだ

さい。説明に当たりましては、主なものだけを説明させていただきますのでご了承ください。

それでは、議案第44号 平成30年度弥彦村一般会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。決算書の2ページ、3ページをお開きください。

初めに、歳入でございますが、1款の村税は、調定額10億2,401万2,230円に対し、収入済額は9億2,754万4,727円で、収納率は90.58%となりました。また、収入済額を前年度と比較いたしますと1,570万8,348円の減でございました。

次に、不納欠損額でございますが、230万8,774円で、前年度に比べ93万5,912円の減、また収入未済額は9,415万8,729円で、前年度に比べ738万4,803円の増となっております。

税目別に見ますと、1項の村民税が、収入済額3億7,410万2,938円で、前年度に比べ422万2,198円の増。2項の固定資産税は、収入済額4億5,677万4,004円で、前年度に比べ1,475万1,396円の減。3項の軽自動車税は、収入済額2,629万5,700円で、前年度に比べ72万5,800円の増。4項のたばこ税は、収入済額が5,060万1,205円で、前年度に比べ589万2,970円の減。5項の入湯税は、収入済額1,977万880円で、前年度に比べ1万1,980円の減となっております。

次に、6款の地方消費税交付金は、収入済額が1億4,949万1,000円で、前年度に比べ874万3,000円の増となっております。

9款の地方交付税は、収入済額が13億3,944万円で、前年度に比べ3,479万5,000円の増となっております。

11款の分担金及び負担金は、収入未済額で放課後児童クラブ利用料1万8,000円となっております。

12款の使用料及び手数料は、収入未済額で32万3,800円となっております。この内訳といたしましては、児童福祉施設使用料の現年度分が3万円、過年度分が29万1,000円、村営住宅使用料2,800円となっております。

13款の国庫支出金は、収入済額が3億1,756万4,590円で、前年度に比べ1億1,441万1,159円の減となっております。これは地方創生拠点整備交付金の減が主な要因でございます。

14款の県支出金は、収入済額が1億9,335万553円、前年度に比べ1,904万7,407円の減となっております。これは農林水産業総合振興事業補助金の減が主な要因でございます。

次に、4ページ、5ページをお開き願います。

16款の寄附金は、収入済額が6億2,360万5,295円で、前年度に比べ1億8,994万6,243円の増となっております。これはインターネットポータルサイトを活用し、ふるさと納税に取り組んだことが主な要因でございます。

20款の村債は、収入済額が2億9,190万円で、前年度に比べ6,020万円の減となっております。これは雪害対策、都市再生整備、学校施設整備の事業債が増となりましたが、観光施設整備事業債の減などがその主な要因でございます。

以上、歳入合計で予算現額45億6,264万3,000円、調定額45億4,916万4,683円に対し、収入済額44億5,235万5,380円、不納欠損額230万8,774円、収入未済額は9,450万529円となりました。収入

済額は前年度に比べ186万3,909円の減でございました。

なお、村税を初めとした自主財源比率は46.84%となっております。

続きまして、6ページ、7ページをお開き願います。

続いて、歳出でございますが、2款の総務費は、支出済額が7億9,914万8,888円で、前年度に比べ1億902万6,706円の増となっております。これはふるさと納税記念品費や代行委託料などの増がその主な要因でございます。

3款の民生費は、支出済額9億9,538万7,605円で、前年度に比べ1,925万9,937円の減となっております。

4款の衛生費は、支出済額が2億5,067万2,223円で、前年度に比べ993万2,984円の増となっております。

6款の農林水産業費は、支出済額が1億5,755万8,755円で、前年度に比べ1,960万2,923円の減となっております。これは農林水産業総合振興事業補助金の減がその主な要因でございます。

なお、国・県営土地改良事業費の499万4,000円を、翌年度に繰り越ししております。

7款の商工費は、支出済額が2億6,283万515円で前年度に比べ2億8,796万4,491円の減となっております。これは29年度実施のおもてなし広場施設整備工事費などの減が主な要因でございます。

8款の土木費は、支出済額が6億5,588万9,703円で、前年度に比べ6,546万7,114円の増となっております。これは道路補修工事費、消雪施設整備工事費、跡地整備工事費などの増がその主な要因でございます。

なお、道路新設改良事業費の750万円、雪害対策施設整備事業費の1,450万円を翌年度に繰り越ししております。

9款の消防費は、支出済額2億7,049万4,591円で、前年度に比べ856万4,043円の増となっております。これは消火栓工事費負担金や全国瞬時警報システム受信機更新委託料などの増がその主な要因でございます。

10款の教育費は、支出済額が3億7,012万4,865円で、前年度に比べ5,277万6,308円の増となっております。これは弥彦小学校環境整備工事費などの増がその主な要因でございます。

なお、弥彦小学校環境整備事業費の4,925万6,000円、弥彦中学校環境整備事業費の4,239万円を翌年度に繰り越ししております。

次に、8ページ、9ページをお開き願います。

表の一番下の歳入歳出で、予算現額45億6,264万3,000円に対し、支出済額43億4,326万3,448円、翌年度繰越額1億1,864万円、不用額は1億73万9,552円となりました。支出済額は前年度に比べ2,059万5,607円の増でございました。目的別の支出済額では民生費が最も多くなっており、以下総務費、土木費、教育費の順となっております。

なお、次の10ページ以降につきましては、一般会計の歳入歳出決算事項別明細書となっておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

続きまして132ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額44億5,235万5,380円、歳出総額43億4,326万3,448円、歳入歳出差引額1億909万1,932円、うち134万5,000円を翌年度の財源として繰り越しましたので、実質収支額は1億774万6,932円でございます。

以上で一般会計の説明を終わります。

次に、議案第45号 平成30年度弥彦村国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

134ページ、135ページをお開き願います。

平成30年度から、国民健康保険の財政運営は市町村単位から県単位に広域化がなされました。これに対応いたしまして、予算科目が整理され、予算規模が縮小されております。

まず、歳入の1款国民健康保険税は、調定額1億7,107万2,100円に対し、収入済額1億5,830万6,300円で、収納率は92.54%でございます。

なお、不納決算額は33万200円で、前年度に比べ71万2,400円の減、収入未済額は1,243万5,600円で、前年度に比べ128万9,200円の増でございます。

一番下になりますけれども、歳入合計で、予算現額7億3,653万5,000円のところ、調定額7億2,541万8,632円に対し、収入済額は7億1,265万2,832円、不納欠損額は33万200円、収入未済額は1,243万5,600円となりました。収入済額は、前年度に比べ1億5,214万1,846円の減でございます。

次に136ページ、137ページをお開き願います。

歳出でございますが、2款の保険給付費は、支出済額4億6,395万2,150円で、前年度に比べ1,353万3,026円の減となっております。

一番下で、歳出合計になりますけれども、予算現額7億3,653万5,000円に対し、支出済額6億9,099万7,163円で、不用額4,553万7,837円となりました。支出済額は前年度に比べ1億4,702万730円の減でございます。

次に、162ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額7億1,265万2,832円、歳出総額6億9,099万7,163円、歳入歳出差引額及び実質収支額は2,165万5,669円でございます。

以上で国民健康保険特別会計の説明を終わります。

次に、議案第46号 平成30年度弥彦村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

164ページ、165ページをお開き願います。

歳入の1款後期高齢者医療保険料は、調定額5,275万6,500円に対し、収入済額が5,250万8,800円で、収納率は99.53%でございます。

なお、収入未済額は24万7,700円で、前年度に比べ46万6,700円の減でございます。

歳入合計は、予算現額7,513万3,000円、調定額7,519万6,162円に対し、収入済額は7,494万

8,462円で、前年度に比べ629万795円の増でございました。

次に、166ページ、167ページをお開き願います。

歳出でございますが、2款の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、支出済額6,981万9,880円で、前年度に比べ522万6,359円の増となっております。

歳出合計は、予算現額7,513万3,000円に対し、支出済額7,415万1,733円で、不用額98万1,267円となりました。支出済額は、前年度に比べ627万7,895円の増でございました。

次に、176ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額7,494万8,462円、歳出総額7,415万1,733円、歳入歳出差引額及び実質収支額は79万6,729円でございました。

以上で後期高齢者医療特別会計の説明を終わります。

次に、議案第47号 平成30年度弥彦村介護保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

178ページ、179ページをお開き願います。

まず、歳入の1款保険料は、調定額1億9,879万1,000円に対し、収入済額が1億9,727万6,300円で、収納率は99.24%でございました。

なお、不納欠損額は9万8,900円、前年度に比べ3万4,600円の増、収入未済額は141万5,800円で、前年度に比べ20万8,700円の減となっております。

3款の国庫支出金は、収入済額1億9,431万5,012円で、前年度に比べ636万348円の増となっております。

4款の支払基金交付金は、収入済額2億959万1,276円で、前年度に比べ101万3,341円の減となっております。

8款の諸収入は、収入未済額で地域自立支援事業利用者負担金8万750円となっております。

歳入合計で、予算現額8億8,924万円のところ、調定額8億9,047万778円に対し、収入済額8億8,887万5,328円となりました。不納欠損額は9万8,900円、収入未済額は149万6,550円でした。収入済額は前年度に比べ3,666万8,901円の増でございました。

次に、180ページ、181ページをお開き願います。

歳出でございますが、2款の保険給付費は、支出済額7億4,864万2,183円で、前年度に比べ1,069万1,197円の増となっております。

3款の地域支援事業費は、支出済額5,382万8,861円で、前年度に比べ1,290万8,910円の増となっております。

歳出合計は、予算現額8億8,924万円に対し、支出済額8億2,640万9,702円、不用額は6,283万298円となりました。支出済額は前年度に比べ2,021万2,438円の増でございました。

続きまして、202ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額8億8,887万5,328円、歳出総額8億2,640万9,702円、歳入歳出差引額及び実質収支額は6,246万5,626円でした。

以上で介護保険特別会計の説明を終わります。

次に、議案第48号 平成30年度弥彦村競輪事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

204ページ、205ページをお開き願います。

歳入の1款競輪収入は、収入済額122億7,919万2,480円で、前年度に比べ3億1,907万3,525円の増でございました。これはミッドナイト競輪の開催日数を、現在の制度の上限までふやしたことに伴い、売り上げが増加したことが主な要因でございます。

2款の財産収入は、収入済額5,124万786円で、前年度に比べ404万8,405円の増となっております。

4款の諸収入は、収入済額1億2,157万4,161円で、前年度に比べ1,929万7,260円の増となっております。

歳入合計は、予算現額124億6,000万円に対し、収入済額が124億6,359万5,673円で、前年度に比べ3億4,654万9,425円の増でございました。

次に、206ページ、207ページをお開き願います。

歳出でございますが、2款の競輪事業費は、支出済額122億8,443万3,665円で、前年度に比べ3億3,113万6,876円の増となっております。これは売上金額の増に伴う払戻金の増加が主な要因でございます。

歳出合計で、予算現額124億6,000万円に対し、支出済額124億4,599万8,901円、不用額1,400万1,099円となっております。

続きまして、222ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額124億6,359万5,673円、歳出総額124億4,599万8,901円、歳入歳出差引額及び実質収支額は1,759万6,772円でございました。

以上で競輪事業特別会計の説明を終わります。

次に、議案第49号 平成30年度弥彦村温泉事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

224ページ、225ページをお開き願います。

歳出の1款温泉事業収入は、調定額2,252万3,683円に対し、収入済額は2,197万1,419円、収納率は97.55%でございました。収入済額は前年度に比べ43万8,469円の減となっております。

5款の繰入金では、温泉事業基金から2,000万円を繰り入れいたしました。

歳入合計で、予算現額4,370万円のところ、調定額4,467万8,003円に対し、収入済額は4,412万5,739円で、前年度に比べ1,999万4,111円の増となりました。また、収入未済額は55万2,264円で、前年度に比べ8万9,932円の減でございました。

次に、226ページ、227ページをお開き願います。

歳出でございます。2款の温泉事業費は、支出済額3,113万3,130円で、前年度に比べ2,657万9,816円の増となっております。これは受水槽の更新工事費がふえたことが主な要因でございます。

4 款の諸支出金は、支出済額400万円で、前年度に比べ610万円の減となっております。これは温泉事業基金積立金の減が主な要因でございます。

歳出合計で、予算現額4,370万円に対し、支出済額4,201万8,602円、不用額は168万1,398円となりました。支出済額は前年度に比べ2,003万6,794円の増でございました。

続きまして、236ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額4,412万5,739円、歳出総額4,201万8,602円、歳入歳出差引額及び実質収支額は210万7,137円でございます。

以上で温泉事業特別会計の説明を終わります。

次の237ページ以降につきましては、財産に関する調書及び基金の運用状況などについて記載がございます。後ほどごらんいただければと存じます。

以上、提案いたしました決算6案件についての説明を終わります。何とぞ慎重審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（安達丈夫さん） ありがとうございます。

続いて、企業会計の説明を求めます。

建設企業課長。

○建設企業課長（小林栄一さん） それでは、平成30年度公営企業会計決算についてご説明いたします。

決算書つづりの一番下に別冊でつづっておりますのが公営企業決算書となります。こちらをごらんください。

議案第50号 平成30年度弥彦村水道事業会計決算についてご説明いたしますが、水道事業会計につきましては、燕市との広域化により打切決算で、負債及び資産は4月から燕・弥彦総合事務組合へ引き継いでおります。

決算書の3ページをごらんください。

水道事業決算報告書の収益的収支及び支出についてご説明申し上げます。

こちらの表は消費税を含んだ数字であり、収入は、第1款水道事業収益、決算額2億3,205万5,765円、支出は、第1款水道事業費用、決算額2億4,162万8,600円となっております。

4ページをごらんください。

資本的収入及び支出についてご説明いたします。

収入、第1款資本的収入、決算額6,100万円、その内訳は、第1項企業債6,100万円であります。

支出につきましては、第1款資本的支出、決算額2億5,735万6,888円、その内訳は、第1項建設改良費1億9,112万4,540円、第2項企業債償還金6,623万2,348円であります。

4ページの一番下をごらんください。

資本的収支不足額1億9,635万6,888円は、当年度消費税資本的収支調整額1,334万4,668円、過年度損益勘定留保資金93万7,665円、当年度損益勘定留保資金9,007万4,555円、建設改良積立金9,200万円で補填いたしました。



建設改良の明細は18、19ページに、企業債の明細は15ページに記載してありますので、後ほどごらんくださいますようお願いいたします。

次に、5ページをごらんください。

水道事業損益計算書についてご説明いたします。

水道事業損益計算書につきましては、3ページで説明いたしました収益的収支から消費税を除いた内訳となっており、経営成績を明らかにする収益と費用を記載したものでございます。

1の営業収益、(1)給水収益ほかの合計2億716万4,655円から、2の営業費用、(1)浄水及び給水費ほかの合計1億9,688万1,661円を差し引いた営業利益は1,028万2,994円となりました。そして3の営業外収益、(1)受取利息及び配当金ほかの合計831万9,031円、4の営業外費用の支払利息及び企業債取扱諸費3,671万2,656円、これを加減しますと、今年度の経常利益はマイナスの1,811万631円となります。これは、雑支出で、一般会計へ基金の原資として2,000万円を繰り出したことによります。また、これに過年度損益修正損176万2,404円、前年度繰越利益剰余金1億368万2,192円、組入未処分利益剰余金9,200万円を加減いたしますと、当年度末の未処分利益剰余金は1億7,580万9,157円となりました。

なお、6ページから9ページは剰余金計算書、貸借対照表、10ページはキャッシュフロー計算書となっております。また、損益計算書の明細につきましては11ページから13ページに記載のとおりであります。

なお、14ページ以降につきましては、決算書の附属資料となっておりますので、後ほどごらんくださいますようお願いいたします。

次に、議案第51号 平成30年度弥彦村下水道事業会計決算についてご説明申し上げます。

決算書の30ページをお開きください。

平成30年度下水道事業会計決算報告書の収益的収入及び支出についてご説明申し上げます。

こちらの表は消費税を含んだ数字となっております。

収入、第1款下水道事業収益、決算額5億1,480万4,137円、支出、第1款下水道事業費用、決算額4億5,935万5,797円であります。

次に、31ページをごらんください。

資本的収入及び支出についてご説明いたします。

収入、第1款資本的収入、決算額1億5,877万7,470円。内訳は、第1項出資金500万円、第2項企業債1億4,300万円、第3項国庫補助金964万3,320円、第4項受益者分担金113万4,150円であります。

支出につきましては、第1款資本的支出、決算額3億8,765万9,496円、内訳は、第1項建設改良費1億1,306万5,202円、第2項企業債償還金2億7,459万4,294円であります。

31ページの下をごらんください。

資本的収支不足額2億2,888万2,026円は、当年度消費税資本的収支調整額757万6,868円、当年度と過年度分の損益勘定留保資金2億2,130万5,158円で補填いたしました。

建設改良の明細につきましては46ページに、企業債償還金の明細につきましては41ページから43ページに記載してありますので、後ほどごらんいただきますようお願いいたします。

次に、32ページをごらんください。

下水道事業損益計算書につきましては、30ページで説明いたしました収益的収支から消費税額を除いた数字です。

1の営業収益は、(1)下水道使用料ほかの合計で1億9,275万9,349円。2の営業費用は、(1)管渠及びポンプ場費のほか合計で3億8,923万4,079円となり、1から2を差し引いた1億9,647万4,730円が営業損失となりました。3の営業外収益の(2)他会計繰入金のほか合計3億1,054万6,228円。4の営業外費用の(1)支払利息及び企業債取扱諸費のほか合計5,883万3,145円を加減しますと、今年度の経常利益は5,523万8,353円となりました。

また、過年度損益修正損247万5,137円、前年度繰越欠損金1億6,661万2,946円を加減いたしました年度末における未処理欠損金は1億1,384万9,730円となりました。

33ページから35ページは剰余金計算書、貸借対照表となっております。また、36ページはキャッシュフロー計算書であり、損益計算書の明細につきましては37ページから39ページに記載してあります。40ページ以降につきましては附属資料となっておりますので、後ほどごらんくださいようお願い申し上げます。

以上で弥彦村公営企業2会計の決算説明を終了いたします。何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安達丈夫さん） ありがとうございます。

以上で決算認定議案8案件についての説明を終わります。

ここで、しばらく休憩といたします。再開は11時20分といたしますのでよろしく願いいたします。

(午前11時10分)

---

○議長（安達丈夫さん） それでは再開いたします。

(午前11時20分)

---

○議長（安達丈夫さん） 次に、決算審査に対する意見を求めます。

小田代表監査委員。

○代表監査委員（小田茂達さん） 初めてお目にかかる先生方もいらっしゃいます。私、監査委員を仰せつかっております小田と申します。今回で3年目になります。よろしくお願いいたします。

私の決算審査意見は3つの項目からなっております。まず一つは、一般会計、特別会計の歳入歳出決算の審査、続いて、水道事業、下水道事業会計の決算審査、更に続いて、財政健全化審査というふうに3つの項目から成っております。

お手元資料にございますが、こういった資料あるかと思いますが、そのかがみのほうから見て

申し上げます。

なお、私が申し上げる数値に前年との比較が幾らとかそういうことを、数字が出てきますけれども、詳細についてはこの同じ決算資料にファイルされております主要施策の成果に関する報告書もあわせてごらんいただけたらと思います。

では、まず、平成30年度弥彦村一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査の意見について申し上げます。

まず、1ページ目でございます。

審査の対象ですが、弥彦村一般会計を初めとする特別会計、5つの特別会計の歳入歳出決算でございます。5つの特別会計というのは、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、競輪事業特別会計、温泉事業特別会計であります。

審査は、去る8月1日、2日の2日間、当役場委員会室で行いました。

審査手続でございますが、一般会計ほか5特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類について、法令の規定に従って作成されているかどうかを確認し、これに記載された計数について、各種関係帳票類及び証書類と照合、あるいは内容の検討を行い、あわせて各課で作成された決算審査資料に基づき、関係職員の説明を聴取して、計数の正確性並びに予算の執行、管理の適正について、審査を実施いたしました。

その審査の結果でございますが、決算についてです。

一般会計ほか5特別会計歳入歳出決算書、附属書類、各基金運用状況に関する調書等は、いずれも関係法令に準拠して作成され、計数は関係諸帳簿と符合して正確であり、出納諸帳簿と歳入歳出差引額は、各金融機関の残高証明書の額、現金については例月出納検査で確認済みであります。と、それぞれ符合したので、決算計数は違算ないものと確認し、適正なる決算であることを確認しました。

財産についても、公有財産、債権、基金等、各調書の計数は誤りのないことを確認いたしました。

今ほどの結論でございます。

これから述べるのは個々の概要及び意見とありますが、個別的な意見、取り立てて言うような意見ではありません。今後は注意されたいとか、そういうことを書いてありますが、これも昨年同様、特段の意見ではございません。

まず、一般会計の概要、一般会計の決算額は、収入総額が44億5,235万5,380円、以下、述べる数値については万円未満を省略させていただきます。これは対前年度比0.04%減でございました。支出総額が43億4,326万円、対前年度比0.48%増となりました。

歳入の主な増減項目として寄附金、これは主にふるさと納税であります。1億8,994万円増、地方交付税3,479万円増、固定資産税1,475万円減、国庫補助金1億878万円減、県補助金2,313万円減、財政調整基金繰入金3,050万円減等を相殺した結果、前年度より若干の減となりました。

一方、歳出でも、ふるさと納税に係る返礼品や駅前広場整備工事費、小学校大規模改修工事費などの経費増により前年度より微増となったものであります。

今後も自主財源の確保を図りながら、歳出全般にわたり人件費、物件費などの経常経費の抑制に努め、更なる効率的・効果的・計画的な執行に努められたい。表についてはごらんとおりです。

実質収支についてでございますが、実質収支額は1億774万円の黒字で、前年度に比べて1,741万円の減額となりました。

決算指数についてです。実質的な単年度収支額であります。実質収支額の1億774万円に、基金積立金1億2,553万円を加え、前年度実質収支額1億2,515万円と基金取崩額4,084万円を差し引いた実質的な単年度収支額は6,727万円の黒字となりました。

次に、実質収支比率は前年度比と同率の4.2%となり、適正指数と言われる3から5%の範囲内におさまっております。経常収支比率は0.9ポイント減少し84.7%となり、前年度より低下しました。財政の硬直化を示す指数となるので、今後も減少に向けた予算執行に努められたい。

公債費比率、起債制限比率、公債費負担比率はいずれも適正限度内でありました。

実質公債費比率については前年度を0.5ポイント増加し14.8%となっており、引き続き18%を超える起債許可団体から脱却しております。

財政力指数は、平成19年度をピークに年々数値が下がってきておりましたが、前年度を0.01ポイント上回る0.422となりました。

将来負担比率は、起債の償還方式を元利均等償還から元金均等償還に切りかえたことにより、年度末における未償還残高が減少したことや、公営企業債等繰入見込額が減少していることなどにより、大幅に改善されました。

今後も更なる経常的経費の節減と一般財源の確保に努め、健全な財政運営を切に望むものであります。

次に、歳入決算の状況であります。

収入済額は、前年度に比べ186万円の減となっており、調定額に対する割合は97.8%で前年度に比べ0.14ポイント下回っております。

財源別歳入決算の状況です。

歳入を増減別に見ると、依存財源は、村債を含め23億6,676万円で、歳入決算額の53.16%を占め、自主調達財源は20億8,558万円で46.84%でありました。依存財源が前年度より6.04ポイント減少しました。これは国庫補助金、村債等が減額となったことが主な要因であります。

この表の中で特筆すべきこととしては、自主財源の中の寄附金が、ほとんどふるさと納税なんです。30年度は6億2,300万円、29年度は4億3,300万円で、前年度より1億8,900万円増、伸び率43%というところであります。

おめぐりいただきまして、収入未済額の状況であります。

収入未済額は、前年度に比べ720万円、対前年度比8.26%増加し、9,450万円となっており、固

定資産税の収入未済額の増が主な要因であります。

厳しい経済状況下であるが、今後も地方税徴収機構と連携しながら、更なる未収金の圧縮を望むものであります。

なお、児童福祉施設使用料、これは保育料ですが、放課後児童クラブ使用料、村営住宅使用料については、受益者負担金であるので、大変ではございますが、早期回収に向けてご努力願いたいと思います。

次に、不納欠損金の状況。

不納欠損金の状況は、前年度に比べ93万円減少し230万円となっております。地方税法等の規定に該当するもので、やむを得ないものと思われま。

次に、歳出であります。

歳出決算の状況であります。支出済額は、前年度に比べ2,059万円、これは対前年比0.48%増の43億4,326万円となりました。支出済額の予算現額に対する割合は95.19%となり、前年度と比較して1.36ポイント増加しました。

不用額は前年度より減額となっております。

目的別歳出の状況です。

歳出の目的別決算では、民生費、労働費、農林水産業費、商工費で前年度より3億2,686万円の減となったものの、議会費、総務費、衛生費、土木費、消防費、教育費、災害復旧費、公債費、諸支出金で3億4,746万円の増となり、総額では2,059万円の増額となっております。

ここで、この表で昨年と比べて大きな項目として総務費がございますが、これはふるさと納税の関係の返礼品費と言えます。また、商工費で2億8,700万円ほど減少しておりますが、これはおもてなし広場の設備費が昨年2億8,700万円とか、そのぐらにかかったものですから、去年よりは減っておると、減った原因は去年が多かったと、そういうことであります。

次に、おめくりいただきまして、平成30年度国民健康保険特別会計の概要であります。

国保会計の決算額は、歳入7億1,265万円、歳出6億9,099万円で、実質収支額は2,165万円となっております。前年度実質収支額などを控除した実質単年度収支額は492万円の赤字となっております。前年度に比べ2,263万円の減少となっているが、基金残高が2,220万円あることから、医療費の変動にもある程度対応ができる状況である。

この表の上で、前年と大分、収入総額、支出総額、これ減少しておりますのは、先ほども説明があったと思いますが、国保会計の運営が前年度までは村単独運営でやったものが、県単位の運営に変わったことによる出入り金額が少なくなったということが原因であります。

歳入決算の状況であります。

歳入のうち国民健康保険税は、前年度より1,507万円減の1億5,830万円の収入済額となっております。納期が12期から9期に減少し、1期当たりの税額も増加したことの影響もあり、収入未済額は増加となりました。今後も短期保険証、資格者証等の交付を有効に活用して未収金の圧縮に努力されたい。

また、不納欠損額については、前年度より71万円減の33万円となっており、地方税法の規定に該当するもので、やむを得ないものと思われま

す。

歳出決算の状況です。  
保険給付費は、前年度に比べ1,353万円減の4億6,395万円となっておりま

す。今後もきめ細かな特定健診、特定保健指導の実施により、更なる受診率の向上と医療費の抑制、適正化に努めら

れたい。  
続いて、後期高齢者医療特別会計の概要です。  
決算額は、歳入7,494万円、歳出7,415万円で実質収支額は79万円となっており、前年度より1

万円増となりました。  
歳入決算の状況ですが、歳入のうち保険料は、前年度より500万円増の5,250万円であるが、収入未済額24万円で、前年度より46万円減少し、収納率が99.53%と大幅に改善された。この水準を維持できるように今後も未収金の回収に努力されたい。

歳出の状況ですが、前年度より627万円増の7,415万円となっておりま

す。広域連合と連携の上、的確な運用に努められたい。

ページをおめぐりいただきまして、介護保険特別会計の概要です。  
介護保険会計の決算額は、歳入8億8,887万円、歳出8億2,640万円で実質収支額は6,246万円となっておりま

す。前年度実質収支額などを控除した実質単年度収支額は1,645万円の黒字であるが、前年度よりも140万円の減少となっておりま

す。  
なお、基金残高が4,000万円となっており、今のところ健全な運営がされております。  
歳入決算の状況ですが、歳入のうち介護保険料は、前年度より380万円増の1億9,727万円の収入済額となっておりま

す。収入未済額は微減の149万円となっておりま

すが、今後も繰り越された未収金の回収については、年金生活者の実態を把握しつつ、計画的な徴収に努められたい。  
また、不納欠損額については、前年度より微増の9万円であるが、介護保険法の規定に該当するもので、やむを得ないものと思われま

す。  
歳出については、前年度より要介護・要支援認定者が16名増加したことにより、保険給付費も前年度より1,069万円増の7億4,864万円となっておりま

す。

なお、令和元年度は第7期事業計画の中間年度であるが、事業計画に基づいた予防事業を実施し、介護給付費の抑制に努められたい。  
次に、競輪事業特別会計の概要であります。  
競輪事業会計の決算額は、歳入124億6,359万円、歳出124億4,599万円で実質収支額は、1,759万6,772円となっておりま

す。これに前年度実質収支額1,158万円を控除し、基金積立金1億4,500万円、一般会計繰出金7,000万円を加算した実質単年度収支額は2億2,100万円の黒字となっておりま

す。  
なお、ミッドナイト競輪では、FⅠ・FⅡ開催の赤字額を補填しても余りある実績を挙げまして、開設68周年記念競輪（GⅢ）の利益の上積みができたことは評価に値します。

この表を見ていただくと、平成30年度は基金積立額1億4,500万円、昨年は1億8,000万円、3,500万円減ってはいますが、これだけ基金を積み立てております。一般会計繰出金は昨年、本年同額7,000万円を繰り出してしております。実質単年度収支額2億2,100万円、30年度はそうです。平成29年度2億5,400万円。これで見ると3,300万円減ったようにも見えますが、整備資金に投下した金が3,000万円、今これからやろうとする設計料が3,000万円とか、そこら辺が減っておりますんで、単純にこれが減ったというふうには見ていただきたくないと思います。大体、もう同じ水準で稼いでいるというふうには私は見ております。

歳入決算の状況です。

車券発売収入が前年度より3億2,318万円増の122億5,196万円となりました。今年度の記念競輪の売り上げは、前年度より4億3,586万円減の47億2,622万円となったが、ミッドナイト競輪を1節、これは6日間ですが、多く開催できたことから、その影響を最小限にとどめることができ、前年度並みの収益となりました。今後も売り上げ向上に対する取り組みに期待したい。

歳出決算の状況です。

車券売り上げ収入は、前年度に比べ3億2,318万円の増加となりましたが、支出済額も3億4,054万円増加しております。一層の経費節減に努め、収益の拡大を図りたい。

次、おめくりいただきまして11ページです。

平成30年度温泉事業特別会計の概要であります。

温泉事業会計の決算額は、歳入4,412万円、歳出4,201万円で実質収支額は210万円となっており、前年度比実質収支額を控除し、基金の増加額を加算した実質単年度収支額は1,604万円の赤字となっております。これは施設の給湯能力を安定させるため、湯貯め施設の改修工事を実施したことの影響で、一過性のものであります。

歳入決算の状況ですが、歳入のうち、温泉使用料では桜井郷温泉が43万円の減、湯神社温泉が422円の減であり、全体では前年度より43万円減の2,197万円となっております。

収入未済額は、前年度より8万円減少し55万円となっております。今後も繰り越される未収金の回収について万全を期されたい。

歳出決算の状況ですが、施設の老朽化が見られることから、不測の事態を回避することが肝要であり、年次別に計画性を持って経費を計上し、費用の平準化と財政の健全化を図りたい。

次のページ、これは財産管理の状況についてであります。

土地については、新たな郵便局の敷地1,789㎡が行政財産から普通財産に変更となった。また、旧やひこ観光ホテルの跡地が、多目的広場「湯のわ」に整備されたことから、1,647.28㎡が逆に普通財産から行政財産に変更となっております。

更に、弥彦桜井郷温泉民活関連用地として、土地開発公社から1,503.2㎡の取得と、弥彦観光索道(株)へ188.24㎡の売却により、トータルの土地増減は、行政財産で141.72㎡の減となり、普通財産では1,456.68㎡の増となったものである。

建物については、「湯のわ」の足湯の完成により、行政財産で26.7㎡が増となったが、旧観光

案内所の契約解除に伴う振りかえ漏れで26.44㎡の訂正減があり、トータル建物増減は行政財産で1.74㎡の減、普通財産では26.44㎡の旧観光案内所の振りかえ漏れによる訂正増のみとなっている。

これはもう毎年意見として出ていることではありますが、今後も引き続き、やひこ桜井郷温泉民活関連事業用地の売却を行うなど、売却可能な遊休地を処分することについての的確な財産管理に努めていただきたい。

続いて、基金の運用状況についてです。

今年度中における基金の増減については、減額となった基金は、地域福祉基金及び温泉事業基金の2基金で、弥彦村土地開発基金は現状のまま、増額は9基金となり、差し引き合計で前年度末より2億1,389万円増の17億7,949万円となりました。

続いて、おめくりいただきまして、公営企業会計のほう、つまり弥彦村水道事業会計並びに弥彦村下水道事業会計の決算審査意見でございます。

おめくりいただきまして、1ページ、審査の概要であります。

審査の日には8月2日、役場委員会室で、弥彦村水道事業会計決算報告書、弥彦村下水道事業会計決算報告書並びに貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書について、法令の規定に従って作成されているかどうかを確認し、これに記載された計数について、各種関係帳票類及び証書類と照合、あるいは内容の検討を行い、あわせて担当課で作成された決算審査資料に基づき、関係職員の説明を聴取し、計数の正確性並びに予算の執行、管理の適正などについて慎重に審査を実施したものであります。

結果であります。企業会計2事業とも財政状況並びに経営の内容は適正に表示されており、決算内容の計数正否、収支の合理性については非違はなく、現金、預金残高も預入先金融機関の残高証明書の合計額と符合していることを確認し、適正なる決算であることを確認しました。

次のページで、30年度事業会計決算の概要であります。

本年度の収支では、総収入2億1,548万円、総費用2億3,359万円、差引経常利益は、前年度より3,272万円減の1,811万円のマイナスとなりました。これにより特別損失176万円を精算し、1,987万円の純損失となっております。

全体の配水量が前年度比4.4%増加しているが、配水管及び給水管の漏水事故の多発により、有収率が4.6%減少したことから、総収入は対前年度比0.07%の微減となっております。

今後とも安全な水の安定供給に心がけるとともに、人口減少による給水量の減少に伴う総収入の増加が見込めない状況であるが、健全な企業運営に努められたい。

この30年度が村の会計の最後の決算になりますが、これで収益的収支のこの表を見ますと、当年度純損失1,900万円の赤字となっておりますが、これは、先ほど説明もあつたと思っておりますが、30年度総費用の中に2,000万円ほど、村の一般会計のほうに資金を出した2,000万円がございますので、その影響で純損失になったように見えますが、赤字体質のものではないということを念頭にこの辺を見ていただきたいと思っております。そういう特殊事情があるということを見ていただき



いと思います。

業務の状況です。

給水人口は前年度に比べ124人減って、本年度は8,414人となりました。また、用途別の有収水量は全体的に減少しております。減少率では、家庭用、工業用の順に減少しており、前年度より7,595m<sup>3</sup>少ない114万1,392m<sup>3</sup>でありました。

次に、下水道事業会計決算の概要であります。ページは3ページになります。

本年度の収支は、総収入5億330万円、総費用4億4,806万円となり、差引経常利益は前年度より1,898万円増加し、5,523万円で、特別損失を精算し、5,276万円の純利益となっている。

今年度の水洗化率は、前年度より0.3ポイント増加し89.8%となっているが、引き続き未加入者の積極的な加入促進を進め、少しでも安定的な企業運営がなされるよう望むものである。

この表で、これは毎年言っておることなのですが、収益的収支の表がございまして、30年度、29年度ともに利益が出ているように、確かに決算書上は出ております。しかし、この決算数値ではそういうふうになっておりますが、一般会計のほうから金が、繰り出す金が2億8,500万円、負担金で4,900万円とか、繰入金収入とか、資本金500万円とか、いろいろ分かれるんですが、総額2億8,500万円の金が流れて、収入にその分上がっている部分があるっていうことを念頭に置かないと、全然、見ても、非常に、この決算数値だけで実態を見ないでいただきたいというか、そういうことがあるということ念頭に置いて、この表を見ていただきたいと思います。

次に業務の状況ですが、下水道施設は、住宅などから排出される洗濯水や台所水などの生活排水が水路や河川に流入して、水質の汚染・汚濁を招くことによる生活環境の悪化を防止し、良好な環境で生活していくためにはなくてはならない施設である。

平成26年度以降、人口減により、処理人口は下降線をたどっており、前年度より76人少ない7,267人となっている。有収水量は前年度より5,042m<sup>3</sup>少ない95万6,389m<sup>3</sup>とあります。

未収入金については、今後も税務課収納担当者と連携の上、早期回収に向け万全な対策を講じられたい。

次に、弥彦村財政健全化審査意見書であります。

これは、財政健全化に関する法律第3条1項及び第22項第1項の規定に基づき行われるものであります。

審査の対象は、まず一般会計及び5特別会計、8月16日に役場正副議長室で行いました。

結論から言いますと、総合意見という4つの項目がありますが、全部、早期健全化基準を全てクリアしておって、全く問題ないんですが、一応法律でやらなきゃいけないものですから。

個別意見として、赤字比率云々ありますが、ここで言う赤字というのは、総務省の計算式により定めた赤字をいいます。通常の決算で言うような赤字とはちょっと別なんですけど、赤字比率はゼロ以下ですんで、記述すべき意見はありません。

同じように、連結実質赤字比率もゼロ以下であり、特に記述すべき意見はありません。

実質公債費比率は14.8%、前年度より0.5ポイント上回っております。早期健全化基準の25%

と比較するとこれを下回っており、また、起債に県の許可が必要な18%も下回っており、特に記述すべき意見はありません。

将来負担比率についても、特に記述すべき意見はございません。

よって、是正改善を要する事項は全くございません。

次に、水道事業会計についての経営健全化審査意見書であります。

これについても資金不足、これも総務省の定めた算式によって導く資金不足はありませんので、特に記述すべき意見はございませんし、指摘する事項もございません。

次に、下水道事業会計の経営健全化審査意見書であります。

これは同じように8月16日、役場委員会室で行いました。

意見としては、全く資金不足ではございませんので意見はございませんし、指摘すべき事項もございません。

以上で決算審査報告は終わりであります。

決算審査といいますと、歳入歳出決算で説明する訳なんですけど、じゃ、これで村の財政状況がわかるかというところ全くわかりません。というのは、債務というのは借り入れしても歳入、借り入れを返済したら支出、これで収入がふえたからといって——借入金もふえて収入がふえます。それで収入ふえたなと思って喜んだら大間違いで、だから、同じように基金についても、基金を取り崩して収入がふえたと思ったら、これでよしと思ったら大間違いで、決算書類というのはどういう目的でつくられておるかとか、そういうことを見ないと、本当の財政状態というのはわかりません。

特に、歳入歳出決算というのは、予算で収入・支出を管理する、予算統制のための目的でつくられた会計の仕組みですんで、それをもって財政状態がどうのこうのということとはわからない訳でありまして、ほかにも借入金もそうだし、基金もそうだし、同じように、それだけでは財政状態がわかりませんので、では、口頭ではありますが、資金の上ではどうかということでもちょっと説明させていただきます。

ここでいう資金というのは繰越金という繰り越し分、言ってみれば各会計の運営資金、手持ち、手元資金。資金の中にも今度、特定の目的のために積み立てた基金、同じ資金なんですけど、色分けしているだけの話なんですけど、基金。それとマイナスの資金として借入金があります。30年度末では、繰越金については、手持ち資金についてですが、一般会計特別会計で2億1,400万円ありました。下水道事業会計では5,000万円ありました。水道事業会計では2,100万円ありました。トータル繰越金の合計は2億8,500万円。去年は繰越金が幾らあったかっていうと、全部合わせて4億6,300万円、1億7,800万円ほど手持ち資金は減っております。これは水道事業会計がこのたび、燕・弥彦総合事務組合に移管することにより減ったというのか、減らしたというのか、そういう面もあるんですけど。

じゃ、基金はどうかっていうと、土地基金、資金として見えていますから土地基金は除いたところでいいますと、平成30年度末の競輪事業会計の基金は11億7,000万円、それ以外の会計の基金

は5億9,900万円、合わせて17億6,900万円。去年は、基金合計で15億5,500万円でしたので、2億1,400万円ふえております。だから基金、金としては手持ち資金と積立資金と分けているだけです。繰越金基金と合わせたところでは、去年より3,600万円ふえております。

じゃ、今度、借入金の方ではどうかといいますと、30年度末30億2,700万円、温泉事業会計4,500万円、下水道事業会計30億3,300万円、水道事業会計9億6,200万円、合わせて70億6,700万円。昨年末はどうだったかというところ72億7,000万円です。借入金は2億300万円減っています。つまり借入金は2億300万円ほど減って、資金は、プラスの資金、繰越金と基金を合わせたところでは3,600万円ふえています。よって、資金ポジションがよくなった金額は、合わせて2億3,900万円よくなっており、好転しておるといふこととあります。

この傾向は、私が来てからこういう傾向が続いておりますし、あとこれだけで、じゃ、村の財政は語られるかというところ、そうでもなくて、どういうことかといいますと、数字だけよくしようと思えば、行政サービスをしなければ、税金だけもらって、必要な行政サービスをしなければ、要するに金を出さなければよくなる訳で、例えば、いろいろ修繕をしなきゃいけないものをなるべく後におくらすれば、その瞬間の支出は少なくて済む訳ですから、そういう面もあわせて見なきゃいけない訳ですが、当村の状況を見ますと、水道事業にしても、下水道事業についても中期的なプランを、長期もあるようなんですが、計画に基づいて改修整備しておられますし、小学校・中学校についても改修工事をきちんとされておりますので、そういったところからしても、借入金を減らせる体質に道筋が健全な状態で維持できるようになっておると、私は見ております。

先ほど申し上げましたように、財政状況は2億3,900万円、資金ポジションが2億3,900万円好転したと申し上げました。この要因としては、競輪事業の好調が挙げられます。というのは先ほど説明しましたが、競輪事業では繰越金600万円がふえ、競輪事業財政調整基金1,000万円、施設整備基金1億3,500万円積み増しして、更に7億1,000万円繰り出し、貸すと、トータル2億2,100万円稼いだと。これが大きく貢献しているということが一つ挙げられますし、また、ふるさと納税の好調も財政好転に貢献しているということが言えます。

ふるさと納税基金の状況ですが、先ほど申し上げているように、30年度ではふるさと納税基金の収入が6億2,100万円ありました。それに見合う支出、返礼品費とか業務代行委託料、事務等補助金の賃金とかを合わせると関連支出は4億100万円、差し引きすると2億2,000万円、要するに金を生み出している——生み出しているという言い方もちょっと変なんですけど、財政に貢献している。

去年は、ふるさと納税寄附金は4億3,200万円、それに対する関連支出は2億8,300万円、差引収支額は1億5,100万円でありまして、稼いだうち、じゃ、今度、弥彦村寄付金積立基金というのがありますが、それはどうなったかといいますと、昨年末は4,500万円だったものが1億600万円、要はもう4,500万円の積立基金が1億600万円にふえたと。この規模——ふるさと納税寄附金の収入の規模を、村の税金と比較してみると実感が湧くと思うんですが、村税は全体として30年

度では9億2,800万円です。そのうち村民税は3億7,400万円あります。固定資産税は4億5,700万円あります。ですんで、ふるさと納税寄附金の額のほうが、これはよそからもらった税金ですから、税金収入としては実際のところ、名前は違いますけれども、ふるさと寄附金収入というふうに言っていますけれども、結構な金額をいただいておりますということをご理解いただけたらと思います。

ふるさと納税については、行政サービス受益者と負担者が異なると、受益者負担の原則から外れた制度であるということとか、返礼品目当ての通販となっておるんじゃないかと批判がありますが、全国的には増加し、当村においても、伊彌彦米の認証が功を奏し、伸びたことは評価に値すると思っております。というのも、収入が伸び悩む中、村税を補填して財政に貢献するという効果もありますが、そのほかにも村の産品を村外に出荷するなど、村の経済活性化効果があるということが、それが大きいからであります。

ふるさと納税には、3つ意義があるとされております。

1つには、納税者が寄附先を選択する制度であり、納税者にその使われ方を考えるきっかけとなる制度である。

この意義というのは総務省が記述しているものをそっくりそのまま持ってきておるものであります。

2番目として、ふるさとはもちろん、お世話になった地域、応援したい地域へも力になれる制度であると。

3番目として、自治体が国民に取り組みをアピールすることで、ふるさと納税を呼びかけ、自治体間の競争が進むと。

というふうに意義を述べておりますが、そこで私がちょっと思った、感想といったほうが近いのですが、今、村は寄附者に対して、その人の希望を意思表示する、寄附者はその寄附に当たってはこれに使ってくださいとか言って意思表示するようになっておる。実際のところ7割方は村長一任というふうになっておるんですが、どういう目的で寄附者が寄附を申し出たのか、そういった情報がホームページに出ていないのがちょっと残念でありまして、今、「がんばれ弥彦！ふるさと寄付金のご案内」というようなホームページには、寄附金の使い道、どういうふうに使いますよという案内はあるんですが、どういうご要望で、実績としてどういうご要望があるというようなものが、アピールするものとしてない。だから、使途別・目的別情報等を記載するとか、ホームページでアップするとかして、自治体としてはきちんとした取り組みをしておるんだよということをきちんとアピールしてもらいたい。

特に、私は税理士であり会計士であるものですから、金を出した人に対してディスクローズをきちんとしなきゃだめじゃないかというのが根底にあるということと、だから、是非、どういうふうに使いたいと思っておって、本当はどういうふうに使っておるんだよということまでしてもらいたいんですが、ただ、それが金には色がつけれないので、この寄附金をこれに使ったというのはなかなか難しいと思うんですが、せめてどういうふうな目的があって皆さん寄附して

おるかとか、そういった情報を流していただけたらと私は思っております。

あともう一つは、弥彦村寄付金積立金残高が昨年4,500万円だったものが、30年度は1億600万となっておりますが、この基金の意味合いも返礼品、金はもらった、でも返礼品は後になってしまう。要するに金が出るのは後になってしまうんだとか、返礼品だけじゃなくてその事務手数料も後になってしまう。そのためには金をためておかなきゃいけないという意味合いとか、もう一つは、金はもらったけれども、まだ、予算立ててやることですから、収入があっても、今度、それを目的に合わせた支出しようと思っても、時期的にずれるものですから、そのための蓄えを残しておこうかという——おくれがあるのはわかる、その積み立てなきゃいけないというのわかるんですが、これが漫然と積み上げることがあると、私はおかしいとは思っておりますよ。

というのは、寄附者からすると、きちんと使ってもらいたいと思っているのが、何かよくわからないうちに、何か知らないけれども、たまっているよ、たまってしまうよというような状態にはなってもらいたくないなど、これ、急に伸びた状態ですんで、今後、減るかもしれないし、それはどうもわからないんですが、もう漫然と積み立てるといったままにするようなことのないように注意してもらおう。

これは、何度も誤解のないように申し上げますが、今の手続上、開示方法等に法的な誤りがあるとか、そういうことじゃないんですが、制度の趣旨をきちんと実行していくとか、このふるさと納税制度をきちんと実践して、健全に実際に伸ばしていってもらいたいと思います。

次に、これは請負工事の入札の適正化についてであります。

これは決算とは直接関係しませんので、今の決算には直接関係しません。私が着任早々監査した平成27年度の決算審査においては、請負工事全体件数に占める一般競争入札の割合が高かったんですが、その後の決算では、一般競争入札の割合は減ってしまって現在に至っております。

これは一部の村内業者と村との間で係争事件が継続したためと思料しますが、昨年終了したことを踏まえ、以下の理由から、今後は一部の村内業者も含め、広く入札参加の機会を与えるべく、しかるべく審査会に諮り、一般競争入札の割合を高めるよう努めるべきである。というのも、法律的に言うと、地方自治法は一般競争入札を原則とし、指名競争入札を例外としておると。要は競争を促進するためには一般競争が原則だよと、こう言っている訳です。

次に、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律3条では、入札契約の適正化の原則事項を次のように明示している。

まず一つには、入札については透明性を確保せよと、2つ目には、公正な競争を促進しようと、3番目には、談合その他の不正行為の排除を徹底せよと、最後に、適正な施工を確保しろと、こう言っておる訳ですが、談合その他の不正行為の排除の徹底をしたいということと、今回の結審との関係ですが、もう、かれこれもう1年、まだたっていないとは思いますが、もうかなり日数がたっておる訳で、入札参加停止期間であるとか指名停止期間をしかるべき審査機関で協議して定めるのが、一般的な措置と考えます。これを何も協議決定しないで現状のままとすることは、透明性を確保しているとは言えませんし、また公正な競争を促進しているとは言えない。これは今

後の問題として検討していただきたいと思います。

私もいろんなところで入札監視委員会の委員をやっておりました。今も少し残っておるのがありますが、大きいところでは国交省の北陸地方整備局で委員を務めて、4年間やっておったりしておりました。ほかにもやっておるんですが、それは行政の規模だとか、地域の業者のあり方等によって、どれが正しいというのは、一番いいというのはありませんで、一つの行政でもいろいろ試行錯誤しながら、少しずつ変えていったり、入札の方法とか、参加資格とか、いろいろ条件づけとか、いろいろ工夫して、ずっと同じものをやるというものではないのは承知しております。

特に、小さい弥彦村には弥彦村なりの、例えば地域の、その地区の建設業者の育成とか、そういう目的もあるとは思いますが、そこで、地域の村内業者の育成とか、雇用の確保とか、そういう事柄と競争の確保という、どう調整していくかという問題は抱えることになりましょうが、今のままではいけない。今後、検討していただきたいと思います。

長々となってしまいましたが、私の意見は以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（安達丈夫さん） ありがとうございます。

以上で決算審査に対する意見を終わります。

小田、小熊両監査委員におかれましては、広範囲な審査及び意見書の取りまとめ、また、これからの審査のあり方、大変ありがとうございました。そしてまた、お疲れさまでした。ありがとうございました。

なお、決算認定議案の8案件につきましては、改めて9月13日に、本議場において審議することといたします

ここで、小田代表監査委員は退席となります。大変ありがとうございました。

〔小田茂達代表監査委員退席〕

○議長（安達丈夫さん） ここで暫時休憩といたします。

（午後 0時30分）

---

○議長（安達丈夫さん） それでは再開いたします。

（午後 0時35分）

---

○議長（安達丈夫さん） 先ほど村長から提案説明が行われましたが、より円滑な審議を進めるため、担当課長から簡潔明瞭に補足説明をお願いいたします。

最初に、総務課長からお願いいたします。総務課長。

〔担当課長より補足説明あり〕

○議長（安達丈夫さん） ありがとうございます。

それでは、税務課長お願いいたします。

〔担当課長より補足説明あり〕

○議長（安達丈夫さん） ありがとうございます。

それでは、住民課長お願いいたします。

[担当課長より補足説明あり]

○議長（安達丈夫さん） ありがとうございます。

続いて、福祉保健課長お願いいたします。

[担当課長より補足説明あり]

○議長（安達丈夫さん） ありがとうございます。

続いて、農業振興課長お願いします。

[担当課長より補足説明あり]

○議長（安達丈夫さん） ありがとうございます。

それでは、観光商工課長お願いします。

[担当課長より補足説明あり]

○議長（安達丈夫さん） ありがとうございます。

続いて、建設企業課長お願いいたします。

[担当課長より補足説明あり]

○議長（安達丈夫さん） ありがとうございます。

続いて、教育課長お願いいたします。

[担当課長より補足説明あり]

○議長（安達丈夫さん） ありがとうございます。

それでは最後に、公営競技事務所長お願いいたします。

[担当課長より補足説明あり]

○議長（安達丈夫さん） 各課ありがとうございます。

以上で補足説明を終わります。

---

#### ◎議案第58号の質疑、討論、採決

○議長（安達丈夫さん） ただいま提案されました15案件のうち、日程第20、議案第58号 弥彦村教育委員会教育長の任命については、委員会付託を省略して、本日採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（安達丈夫さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号については、委員会付託を省略し、本日採決することに、決定いたしました。

本案件について、ご質疑があればこれを許します。

なお、ご質疑については、個人の人権等に触れる部分についてはご遠慮願います。

それでは、ご質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 討論なしと認めます。

本案件については、起立表決により採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 異議なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第58号について、村長提案のとおり同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん） 起立全員と認めます。

したがいまして、議案第58号 弥彦村教育委員会教育長の任命については、村長提案のとおり同意することに決定いたしました。

---

#### ◎請願第1号及び請願第2号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（安達丈夫さん） 次に、日程第21及び第22の請願2案件を議題といたします。

初めに、請願第1号 県央基幹病院は計画どおりの開院と県立吉田病院の経営は新潟県で行うよう要請する意見書の提出を求める請願書について、紹介議員から請願の趣旨説明をお願いいたします。

5番、板倉恵一議員。

○5番（板倉恵一さん） 最近、県財政が大変であるとニュースで漏れておりますが、人の命はかけがえのないものであるとの議員総意により、8月に県立基幹病院及び県立吉田病院に係る意見書を提出いたしました。

今回は請願であります。

県央基幹病院は計画どおりの開院と県立吉田病院の経営は新潟県で行うよう要請する意見書の提出を求める請願書。

2019年8月、弥彦村議会議長、安達丈夫様。紹介議員、板倉恵一であります。請願者、加茂・田上地域の医療を発展させる会会長、金谷國彦さん。

請願趣旨。

県央地域は、救急車の受け入れ病院探しに県内で最も長く時間を要します。

救急車の中で亡くなり「救急車に殺された」という悲痛な遺族の声を背景に、住民の声が高まり、県央5首長と議会を初めとする県央の声となって県に届けられました。10年の歳月を経て県央基幹病院の建設着工が目前となり、地域の大きな期待となっています。

県が基幹病院の見直しで規模の縮小や県立吉田病院と県立加茂病院の廃止や縮小を行うことになれば、救える命も救えなくなります。県央地域住民の命が軽んじられることにならないでしよ



うか。

県央基幹病院は、医師の研修と教育の機能を備えた医師確保の重要な病院として、また、医工連携を位置づけた病院として計画されました。見直しや縮小では、ますます県央地域に医師は集まってきません。

基幹病院は、県央地域と医療関係者の度重なる協議で合意に至った努力を尊重して計画どおりの開院を求めるものであります。

同時に吉田病院が赤字だからと廃止や縮小などの見直しを行うのではなく二次医療病院として風邪から小児医療まで、誰もが安心して受診できる県立病院として公的医療を実施し続けることを強く求めます。

請願事項。

1、県央基幹病院は計画どおりの早期建設を要請する意見書の提出を求めます。

2、県立吉田病院の経営は新潟県で行うよう要請する意見書の提出を求めます。

以上、地方自治法第124条の規定により請願書を提出いたします。

○議長（安達丈夫さん） ただいま説明のありました請願第1号について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

次に、日程第22、請願第2号「学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書」の採択に関する請願について、紹介議員から請願の趣旨説明をお願いいたします。

9番、本多隆峰議員。

○9番（本多隆峰さん） 請願第2号、2019年8月21日、弥彦村議会議長、安達丈夫様。紹介議員、本多隆峰。請願者、新潟県私学の公費助成をすすめる会会長、中村直美。

「学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書」の採択に関する請願。

請願趣旨。

県内の私立高校は、各校が持つ「建学の精神」に基づいて豊かな教育をつくり、地域の子供たちの教育にも尽力しながら、県内の教育を支える担い手としての役割を果たしています。

2010年度に発足した国の就学支援金制度は、10年目となる来年2020年度に年収590万円未満世帯に対する授業料部分の無償化が実施される見通しです。

しかし、就学支援金は、支給対象が授業料のみに限定されているため、他の学費である施設設備費や入学金はそのまま負担として残されます。授業料が無償となる年収590万円未満世帯では、年額17万円から27万円の負担が残され、公立の学費負担ゼロ円から年額5,650円と比べ大きな格差となっています。また、国の就学支援金支給対象となる年収590万円から910万円未満世帯では、

学費負担は年額約46万円にもなり、公立学費年額5,650円と比べ、格差はさらに拡大します。

当会が実施した県内私立高校生アンケート（2019年度実施）によれば、「私立高校の学費について感じることは？」との問いに対し、7割の高校生が「親の負担に対して後ろめたく思う」との回答を寄せています。学費の高い私立高校に入学したことが重荷となって、高校生の心を深く傷つけています。私立高校生が学費のことを心配することなく安心して学校で学ぶことができるよう、国の制度拡充と相まった県独自の学費軽減制度の拡充が強く望まれます。

また、教育条件における公私間の格差是正も重要な課題となっています。2005年度から2018年度の14年間の教員数の推移を見ると、2005年度の専任教員665人から2018年度の683人と、18人の増に対して、有期雇用の常勤講師は2005年度の77人から2018年度の150人と、73人も増加しています。教育はその継続性が求められ、とりわけ私立高校は「建学の精神」にもとづく独自の教育が行われており、その学校独自の伝統を継承していく必要から有期雇用の常勤講師より専任教員をふやすことが必要不可欠です。

公立高校では、全教員に占める専任教員の割合が79%（2018年度）であるのに対し、私立高校では専任教師の割合が62%（2018年度）にとどまっています。教育条件に公私間の格差が生じる大きな要因は、私立高校経常費への公費助成額の少なさにあります。公立高校生には1人当たり約105万円の経常費への公費支出がありますが（2017年度決算 県教委資料）、私立高校には1人当たりその3分の1に当たる約35万円（2018年度）の経常費助成にとどまっております。専任教員の増員をはかるために、せめて公立経費の2分の1助成実施など経常費助成の増額が必要です。

未来ある子供たちのために、経済的格差により子供たちの学校選択の幅が狭まることのないように、また同時に私学教育本来のよさが一層発揮されるように私学助成の増額・拡充が強く求められます。

以上をふまえ、次の事項についてお願いします。

請願事項。

地方自治法第99条の規定により、「学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書」を採択の上、関係機関に意見書の送付を行っていただきたい。

以上であります。

○議長（安達丈夫さん） ただいま説明のありました請願第2号について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

以上で請願2案件の趣旨説明を終わります。

なお、請願2案件につきましては、お手元に配付の委員会付託表のとおり、所管の常任委員会

に付託することといたします。

---

◎散会の宣告

○議長（安達丈夫さん） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

次回は、9月9日午前10時から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午後 1時23分）